

平成18年度県の関与の問題事例アンケートに係る改善要望及び対応の要旨

※項目は、県の部局順に並べてあります。(NO.は受付順に番号を付したのもの。)

No.	項目	問題点	改善要望	担当課	指摘に対する改善方策、対応等
25	固定資産(非木造家屋)の分担評価について	家屋の評価については、県税事務所と町により分担評価を実施。特に非木造家屋については、延床面積の規模により県税事務所等で評価、その後町に「不動産価格決定通知書」を送付。それを基に固定資産税を課税。その際には、「非木造家屋経年減点補正率基準表」を用い、工場・倉庫等の分類には一般用のほか、適用表が2表ある。固定資産税は、家屋を滅失するまでの期間課税するため、経年減点補正率のどの表を使うかにより税額に大きな差が生じてくる。	一般倉庫として固定資産税を課税していたものの中に、冷凍倉庫(本来、経年減点補正率基準表で一般用とは別の表を適用)が含まれていることが判明。税額更正、還付を行った。今後、「不動産価格決定通知書」を送付される際には、「非木造家屋経年減点補正率基準表」を適用する場合の用途・構造別区分等の参考資料を添付または記載して欲しい。	税務課	評価家屋が冷凍倉庫または冷凍倉庫部分がある倉庫である場合に、県税事務所から各市町村へ「価格決定通知書」を送付する際には、その価格決定通知書の摘要欄に「冷凍倉庫」または「冷凍倉庫部分あり」と記載するよう、各県税事務所に対し指導致します。 但し、その冷凍倉庫が、経年減点補正率基準表で一般用とは別の表を適用すべきか否かについては、評価時点では確実に把握できないことも考えられるため、各市町村において該当する冷凍倉庫の詳細をご確認のうえ、経年減点補正率基準表で一般用とは別の表を適用すべきか否かを判断頂くようお願い致します。
15	土地取引規制基礎調査報告書及び国土利用計画法にかかるとの違反事案カード作成について	土地取引規制基礎調査報告書及び国土利用計画法にかかるとの違反事案カード作成については、事務量が大きい。 現在、税務課で管理している登記済通知書等を基礎資料として報告書を作成しているが、もっと効率よく事務処理できないか。	事務量の削減も含めて、業務の見直しをして欲しい。	水・土地計画課	土地取引規制基礎調査において、各市町村にご報告いただいている土地取引件数等のデータにつきましては、法務省と国土交通省との取り決めにより、平成17年度から登記事務が電算化された法務局管内の市町村のデータについては、順次提供されることとなっております。 平成19年度中には、全ての法務局で電算化される予定となっており、それに伴い、土地取引件数等のデータについては、全て法務省から国土交通省へ提供されることとなっておりますので、市町村の負担は軽減されるものと考えております。 また、土地取引規制制度の適正な運用のためには、無届土地取引の捕捉は必要な事務です。現状では、市町村から提供される情報に基づく把握が主たる手法となっております。 加えて、国土利用計画法違反の無届に係る案件は、個別規制法違反など土地利用上も問題がある場合が多く、その把握は市町村にもメリットがあると考えられるため、引き続きご協力をお願い致します。なお、違反事例カードの簡略化等の事務手続きについては、市町村の負担を軽減していくよう改善に努めます。 指摘に対する改善方策、対応等
No.	項目	問題点	改善要望	担当課	
13	障害児施設給付費の支給申請に伴う固定資産の無資産証明書の交付事務について	障害児施設給付費の支給申請に際し、県児童相談所に提出する書類の一つとして、入所者が不動産を保有していない証明書(固定資産の無資産証明書※入所者の出身市町村発行)が必要であるため、保護者から当市に証明書の交付申請がなされた。今回の事例については地方税法第20条の10及び同法第382条の3に基づくものの以外であるが、地方自治法第2条第2項に規定する公共事務の一種として証明書を交付した。	地方税法に基づく証明書の交付以外については、各市町村に交付申請及び発行の有無等について事前に協議して欲しい。あわせて、様式等の統一をして欲しい。	障害福祉課	障害者自立支援法の成立に伴う児童福祉法の改正で、平成18年10月からは、児童相談所において障害児施設給付費の支給決定をするに当たっては、所得状況の他に預貯金等や不動産等の所有の有無等の資産の確認が必要となったところである。 今回は近隣市町村にのみ交付の有無を確認し、そこで発行がなされていたことから、一律に保護者に提出を求めてしまいましたが、今後は各市町村の対応状況を確認し十分調整をした上で対応を検討してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。
21	旧軍人・軍属及び戦没者の遺族等に対する恩給・給付金・特別弔慰金等に関する事務についての申請受付事	対象者が多数いることから、一般業務が停滞。申請受付時一人当りに要する時間が約1時間以上かかる。 事務に要する交付金が無く、対象者によっては、関係書類等の内容が複雑であり、専門知識も必要である。	恩給等の支給事務は、郵便局であることから申請から支給に至るまで一連の業務とし、行政機関での業務は行わないこととして欲しい。	高齢福祉課	軍人・軍属及び戦没者の遺族等に対する年金、特別給付金等に関する請求書については、関係省令において市町村長、都道府県知事を順次経由して、裁定機関に提出するものと定められています。 なお、恩給の請求書については、市町村長を経ずに都道府県知事を経由して提出することとされています。
18	砂利採取計画に対する意見書の提出について	砂利採取の認可申請が業者より、県へ申請された時点で、地元の市町村へ通報及び市町村の意見書を求められており、その市からの意見書の中で苦情対策等については嚴重なる指導を願いたいと意見書に記載されているにも関わらず、県は苦情者に対しての対応が万全ではない為、地元の市へ苦情が寄せられ、その対応に相当な時間と労力を割かれる。	認可及び指導権限が市町村ではないため、権限を有する県において万全な苦情対応及び行政措置をして欲しい。	産業技術課	市町村は、災害の防止や地元住民の福祉の向上、地域の安寧を維持する役割を担っており、県は砂利採取計画の認可申請があった際は、市町村長にその旨を通知し、市町村長に意見を述べる機会を与えなければならないことになっていきます(砂利採取法第36条)。また、砂利採取計画の認可に当たっては、関係法令に適合していることがその要件の一つとされ(同法第19条)、道路法その他の関係法令の管理者としての市町村長の意見を求めることとしています。これにより、市町村では、砂利採取計画に関する情報を速やかに入手できるとともに、必要がある場合には、市町村道管理者として道路損壊の防止措置をとったり、警察に連絡して交通事故防止策をとるなど、各種対応策を講じることが可能となります。県では、市町村長からの意見を指示事項に盛り込むなど、業者の指導に活用し、住民とのトラブル防止についても巡回指導や立入調査を充実し、砂利採取法のより一層適正な執行を図ってまいりますので、今後ともご協力をお願いいたします。 指摘に対する改善方策、対応等
No.	項目	問題点	改善要望	担当課	

23	観光に関する協議会の負担金の見直し等について	観光に関する協議会(協会)の負担金割合が高くなってきており削減の必要に迫られている。市町村合併により市町村数が減少するなか、県においても協議会(協会)等の組織の見直しが必要であると思われる。	負担金の削減方策としての組織の見直しを実施してはどうか。例えば茨城県観光物産協会、漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会、茨城県自然歩道利用促進協議会など。 また、御前山県立自然公園保護管理協議会については、解散し観光協会の事業として実施してはどうか。	観光物産課 環境政策課	漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会の市町村の負担金については、市町村合併等の進捗状況を踏まえ、負担の公平性・客観性等の観点から見直しを図り、平成18年度は全市町村から協議会予算額どおりのご負担をいただいたところでございます。 なお、観光物産協会については、平成19年度を始期とする中期経営計画に基づき自主財源の確保と効率的な事業執行に努めていくこととしておりますので御理解を賜りますようお願い致します。推進協議会については、本県で全国規模のイベント開催が続くことやアンケート結果等において観光情報発信を求める意見が多いことを踏まえ、事業の効率性・効果性を検証し事業を継続して参ります。  茨城県自然歩道利用促進協議会は、関係11市町村及び県で構成され、自然歩道の維持管理・PRを目的とした活動を行っております。負担金については、市町村合併があっても1市町村の負担額を変更しないことで、これまでも負担軽減しております。今後の事業内容や運営方法等については検討して参ります。 また、自然公園保護管理協議会は、自然公園の快適な利用を促進するだけでなく、自然保護思想の普及や自然環境の保全を目的として、自然公園の保護管理や自然観察の支援などを行っており、観光協会の事業目的とは異なる部分も多いと考えられます。 引き続きご協力をお願い致しますとともに今後の事業内容等については協議会において検討して参ります。
14	農地転用許可事務について	農地転用許可申請に係る市町村農業委員会の事務については、その申請書に意見を付し、県に進達するものである。しかしながら、許可申請において問題等が発生した場合には、その内容の調査、申請人への改善計画書の提出依頼等について、市町村の農業委員会が行うようになっている。	農地転用の許可申請において発生する問題等については、利害得失等が絡むなどの重要な知事権限の許認可である県の事務でもあり、市町村の事務負担の軽減等に配慮して欲しい。	農政企画課	農地転用許可に係る申請書の補正等については、農業委員会を経由して、その補正内容及び追加資料等を聴取しております。 これは、申請者の利便性を考慮し、住民にとって身近な市町村を通じて行政サービスが受けられるようにしたものであり、これらの文書の市町村経由を廃止した場合、申請者の不便となることも考えられます。 また、農地に係る許可事務のあり方は、地方分権の流れの中で、市町村へ権限移譲を進めていることから、事務処理の簡素化と住民サービスの向上の両面から総合的に判断していきたいと考えており、現時点で市町村経由を廃止する予定はありません。
No.	項目	問題点	改善要望	担当課	指摘に対する改善方策、対応等
20	制限除外の農地の移動届の取扱いについて	制限除外の農地の移動届は各農業委員会に届出るが、農業委員会が制限除外の事由に該当すると判断し、受理して県に送付した後に、県が農業委員会の判断に難色を示す場合や事務処理要領に無い添付書類を要求してくることがある。制限除外の農地の移動届は受理した段階で効力が発生すると考えるが、受理した後に県と農業委員会の判断が違った場合、その届出の効力に問題が出てくる。	制限除外の農地の移動届出は、市町村の農業委員会に届出るものであり、農業委員会が制限除外の事由に該当すると判断し受理したものに對しては、市町村農業委員会の判断を尊重して欲しい。また、現在の事務処理要領に記載の無い添付書類を要求する場合は、事務処理要領の改正をしてからにして欲しい。	農政企画課	農地転用は、農地法の許可が必要ですが、一定の要件を満たす場合、その許可が不要(制限除外)とされているところです。 そして、制限除外の農地の移動については、事務処理要領により、農地を移動しようとする者がその旨を農業委員会に届け出ることとしていますが、添付資料に関する事務処理要領の改正については、一律に添付資料を求めることとなるなど、事業者及び市町村のあらたな負担増となることも考えられますので、現時点で事務処理要領を改正する予定はありません。 なお、添付資料に関しては、過去において、法令の解釈を誤っている事例や添付されている書類では制限除外に該当しているかどうか判断できない事例が見受けられましたので各市町村におかれましては慎重に対処願います。
17	土地改良事業実施による「法手続」について	県単土地改良事業内で「農業生産基盤整備事業(法手続有)」と「農村環境整備事業(法手続無)」と事業種類によって法手続の有無を分けております。そのうえ、県内において法手続の考え方が各土地改良事務所によって異なっており県全体として統一が図られていない。	補助事業・非補助事業とを区別し、法手続の有無の判断にして欲しい。ただし、ほ場整備など換地処分を行う場合については法手続を実施しなくては行けない事業となる。 (補助事業・国補助有 非補助事業・国補助無)	農村計画課	市町村が土地改良法第2条に掲げる土地改良事業を行う場合、同法96条の2の規定に基づき、「法手続」を行うこととされており、事業実施における法手続の有無は、当該事業が同法第2条に該当するか否かで判断するものであり、国及び県の補助の有無により区別することはできません。(国及び県の補助を受けずに事業実施する場合でも、法手続は必要となりますのでご留意願います。) 県単土地改良事業においても、農業用排水施設整備、農道整備、ため池整備などの農業生産基盤整備事業は、同条の土地改良事業に該当することから、法手続が必要となります。ただし、土地改良施設の維持管理のために行う工事については、法手続が不要となります。 また、農業集落排水整備、生活関連農道整備などの農村環境整備事業は、同条の土地改良事業に該当しないため、法手続は不要となります。 なお、県単土地改良事業に係る法手続の実施について、各土地改良事務所によって取扱いに差異を生じないように、引き続き、指導して参ります。

項目	問題点	改善要望	担当課	指摘に対する改善方策、対応等	
4	市街地再開 発事業補助 金の申請につ いて	市街地再開事業に関 する補助金の要望、申請、 繰越申請、完了実績報告 等について、すべて県担 当課を経由し、手続きを行 っているが、提出資料の様 式もまちまちなため、負担 が多い。	申請書等の提出に関し ては、様式、図面等がデ ータ化されていることもあ り、部数、提出方法等に ついて改善が求められ る。特に、国、県それぞ れの様式を統一化する検討 が必要である。	都市整 備課	平成19年度から国様式に県様式を合わせるよう統一化を 図ります。また申請書の提出方法等については、国庫補助金 交付申請等要領の規定によるため、変更する予定はありません のでご理解をお願い致します。
5	補助申請及び 許可申請等 書類提出時 の土木事務 所経由につ いて	土地区画整理事業に関 して、補助金の申請、認可 申請の変更等を含めすべ て、上記交付要項第16条 等により管轄する土木事 務所を経由することとなっ ている。 しかし、未だ従来からの 事務事業の進め方であ り、土木事務所におい ては、書類内容によっては確 認も行っていない、事務担 当者の在席状況により時 間を拘束される等、市にと っては無駄な事務事業で ある。	茨城県組合等土地区画 整理事業費補助金交付 要項16条のうち、「管轄す る土木事務所長を経由す る」は県内部の事務規定 と思われるため、削除す るか、または書類内容に より直接本庁に提出でき るよう改善をお願いした い。 また、どうしても必要が あるならば、本庁より県 内部文書として土木事務 所へ送付するなど検討を お願いしたい。	都市整 備課	平成19年度から、茨城県組合等土地区画整理事業費補助 金交付要項及び茨城県市町村等土地区画整理県道支援事 業費補助金交付要項を修正し、補助金の申請および実績報 告事務に関して土木事務所の経由を廃止します。
7	茨城県組合 等土地区画 整理事業費 補助金の事 務費軽減につ いて	土地区画整理事業の補 助金は、間接補助のため、 県を通し組合等へ茨 城県組合等土地区画整理 事業費補助金として、補助 されている。 しかし、市道について は、内訳は事業費の1/2又 は5.5/10を国、残を市町村 で負担しており、茨城県で は事業費を負担していな いが、非常に高い事務費 を県で徴収している。ま た、その事務費が組合の 経営を圧迫している一つ の要因でもある。	土地区画整理事業は、 土地下落の影響を受けど この組合でも経営に苦慮 している。事務費率はあ まりにも高く、現在の経済 状況を考慮していないた め、事務費率を軽減して 欲しい。都市・地域整備 局所管国庫補助金交付 申請等要領は、事務費の 限度額を設定しているだ けである。他県では、事 務費を一律としていると ころもある。名称に県と付 いているため、組合の中 では県が補助していると 誤解を生んでいるため、 名称を考慮していただき たい。	都市整 備課	組合施行の土地区画整理事業に対する補助は間接補助で あり、県で使用する事務費は、間接補助事業施行のために必 要な経費(旅費、庁費および人件費等)のみであります。 算出方法については、国土交通省都市・地域整備局所管国 庫補助金交付申請等要領に定めるとおりであり、事務費率に ついて変更する予定はありません。また、補助対象は県道、 市道を問わず都市計画道路であり、都市計画道路に対して 県が国から補助を受け間接補助事業を実施しているため、名 称を変更する予定はありません。
項目	問題点	改善要望	担当課	指摘に対する改善方策、対応等	
9	補助金経由 事務の見直し について	補助申請時に土木事務 所の経由印を押印してい るが、指導監督を行うた めの情報提供というよりも 事務的な手続きとなってい る。	土木事務所の経由印 (※設計審査を除く)を廃 止し、事務の簡素化・合 理化を進めるための見直 しを行って欲しい。	都市整 備課	平成19年度から、茨城県組合等土地区画整理事業費補助 金交付要項及び茨城県市町村等土地区画整理県道支援事 業費補助金交付要項を修正し、補助金の申請および実績報 告事務に関して土木事務所の経由を廃止します。
12	建築確認申 請の市経由に ついて	建築確認申請は民間確 認機関でも行っており、そ の比率は当市の場合9割 以上 が民間確認機関となっ ている。民間確認機関に申 請する場合は、直接申請 となっており、1割にも満た ない県への申請を市が経 由する意味がないと考 える。	県で直接受付するこ とで、確認時間の短縮にも なり、サービスの向上に なると考える。	建築指 導課	今後とも市町村の経由をお願いしたいと考えております。 確認申請において、道路の確認、用途地域など地域地区の 確認、建坪率・容積率の確認は当該市町村でのチェックを経 た後で更に県で確認するというダブルチェックが重要であると 考えております。民間確認機関の確認については、報告を受 けた特定行政庁で内容のチェックをすることになっており、必 要に応じて市町村に問い合わせを行っております。確認で不 適合があった場合は、確認済証は無効となるなど、申請者へ の負担は大きなものがあります。耐震偽装問題に対応した今 回の基準法改正では民間機関に対して県や特定行政庁での チェック体制が更に重要になるとしており、今後市町村との連 携はますます重要になっていくものと考えております。
10	特別支援教 育対象児にお ける人的配置 あるいは補助 金等について	特別支援教育を要する 児童生徒において、様々 な障害を有するもの。また 本来養護学校が適当であ ると就学指導委員会で判 定が出たにもかかわらず、 通常の学校に通学を希望 する保護者が多くなってい る現状から特別支援の担 当教諭だけでは対応が困 難な状況となっている。そ のため当市では特別支援 TTを配置し対応していると ころである。	現在の特別支援学級の 現状は様々な要因により 1人の教員だけでは、非 常に困難な状況である と言わざるを得ない。またこ のことは当市だけではなく、 県全体で考えていか なければならぬ時期と 考えます。よ って特別支援教育対象児 における人的配置あるい は補助金等の創出をお 願いたい。	義務教 育課	小中学校教職員の定数については、公立義務教育諸学校の 学級編制及び教職員定数の標準に関する法律により基本 的には学級数に応じて算定されており、特殊学級についても 特別な算定方法をされていないのが現状です。 県では、平成17年6月及び平成18年6月に国に対して、発達 障害等の児童生徒に対するきめ細かな指導ができるよう新た な教職員定数改善計画の策定を要望しております。 また、都道府県教育委員長協議会及び全国都道府県教育 長協議会をとって特別支援学級の編制基準及び通級指導 担当教員定数の改善等特別支援教育の充実のための要望 をしております。 なお、国において、平成19年度より様々な障害をもつ児童 生徒に対する学校生活上の介護や学習活動上の支援を行う 「特別支援教育支援員」の計画的な配置が可能となるよう地 方財政措置される予定になっております。

No.	項目	問題点	改善要望	担当課	指摘に対する改善方策、対応等
6	市町村への文書の配布・周知依頼等について	県(特に保健体育課)から依頼を受けて実施する調査・周知・資料配布等が非常に多いが、その大半は小中学校を対象としたものであり、送付資料も多いものでは50頁を超えるようなものがある。各学校への周知等をする場合、学校分を印刷して配布しているが、学校数が多く、職員の負担になるだけでなく、用紙等の消耗も負担になっている。	県から送られてくる資料を当課で電子化(PDFファイルに変換)して、機関系ネットワークを通じて各学校に配布しているが、電子化が可能な資料については、できるだけ送付時にPDFファイル等に変換して送付していただければ、担当事務の軽減が図られる。	保健体育課	御指摘のあった50ページを超える文書の多くは、国(文部科学省)からの通知文、調査、資料配布等かと思われます。今後、文部科学省等に対し、電子化された資料を送付するよう要望するとともに、電子化された資料については、そのまま転送致します。 また、その他の資料についても、電子メール等を活用し、効率的に事務処理できるようにして参ります。
16	「体力づくり強調月間」実施状況の報告について	体力づくり国民会議が提唱する「体力づくり強調月間」にかかる市町村における事業実施状況調の報告について教育庁保健体育課及び保健福祉部保健予防課から毎年度報告依頼があり報告しているが、前記2課からの依頼通知に対し同一の報告内容及び提出書類を2課に送付している。	今後、県内部の課で調整して、本件にかかる窓口を一本化のうえ市町村に依頼して欲しい。	保健体育課	各市町村への報告依頼は、教育庁保健体育課(茨城県体力づくり運動県民会議)が実施することで一本化致しますので今後ともよろしく願っています。